

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者の移動の自由を保障する上で、公共交通機関が果たす役割は重要である。

障害者基本法において、精神障害者、身体障害者、知的障害者の位置付けは同じであり、国の障害者施策においては、精神、身体、知的の3障害一元化が基本的な方向になっている。

しかし、現状では身体障害者と知的障害者のみに交通運賃割引制度が導入されており、精神障害者は交通運賃割引制度から除外され、割引の対応については事業者の自主的な取り組みに委ねられている。

精神障害者の大半は家族と生活しているが、家族の高齢化により経済的支援力が弱まっており、精神障害者自身についても一般的な就労は難しく、多くは就労支援施設などで軽作業に従事している。このように経済的に非常に苦しい状況に置かれているため、限られた収入の中で交通費を削らざるを得なくなり、デイケアの利用もできず外出を控えるなど、引きこもりの大きな要因にもなっている。

国においては、一昨年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、さらには「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」も平成28年4月1日から施行される中で、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考える。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 精神障害者に身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度を適用するよう関係事業所へ働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} あて

小田原市議会